

## 高額介護サービス費の支給誤りについて

昨今、多くの自治体で、高額介護サービス費を算定するシステムに不具合が見受けられたことから、厚生労働省が全国の市区町村に対して調査したところ、約3分の2の市区町村で誤りが生じており、本市においても点検の結果、誤りが判明いたしました。

### 1 内容

公費負担医療（指定難病など）の対象となっている方が、特定の介護サービス（訪問看護、訪問リハビリテーションなどの医療系サービス）を利用した場合には、利用者負担額につき、医療費と同様に一部公費負担を受けることができます。

しかしながら、高額介護サービス費のシステムにおける算定過程で、これらのサービスに係る利用者負担額が含まれておらず、過少支給となっていました。

### 2 過少支給の対象期間等

- (1) 対象期間 令和2年1月～令和4年4月利用分
- (2) 対象者 6人
- (3) 金額 38,303円

### 3 対応措置

- (1) 算定誤りを解消するためのシステム改修を実施しました。
- (2) 対象となる方にお詫びと経緯をご説明の上、速やかに追加支給します。

### 4 中村修（なかむら おさむ）福祉部長のお詫びのコメント

過少支給となっていた方におかれましては、大変ご迷惑をお掛けしたことについて、深くお詫び申し上げます。今後、制度改革に伴うシステム改修がある場合には、改修内容について確認を徹底するとともに、制度の運用に疑義がある場合には国や県に確認を行いながら進めてまいります。

記者発表資料

令和4年7月27日

福祉部長寿応援課

担当者／課長 渋谷 幹彦

電話番号／048-473-1348

志木市